

令和8年度滋賀県立中学校入学者選抜要項

令和8年度における滋賀県立中学校（以下「県立中学校」という。）の入学者の選抜は、この要項に定めるところにより実施する。

第1 募 集

募集定員は、別に定める。

第2 出願資格

令和8年3月に小学校または義務教育学校の前期課程（以下「小学校等」という。）を卒業し、または修了する見込みの者

第3 出 願

- 1 入学志願者（以下「志願者」という。）は、滋賀県立学校の管理運営等に関する規則（昭和32年滋賀県教育委員会規則第8号。以下「管理運営等規則」という。）第11条第1項の規定に基づき、その保護者等（親権者または未成年後見人をいう。）が県内に居住するときは、その志願する中学校に出願することができる。なお、その保護者等が県外に居住するときは、管理運営等規則第11条の2の規定に基づく許可を受けた者に限って、出願することができる。
- 2 出願は、1人1校限りとする。

第4 出願手続

- 1 志願者は、2の各号に掲げる書類を在学している小学校等の校長（以下「小学校長」という。）を経て、次の表に掲げる出願しようとする県立中学校の校長（以下「出願先中学校長」という。）に提出しなければならない。

滋賀県立河瀬中学校
滋賀県立守山中学校
滋賀県立水口東中学校

2 出願書類

- (1) 入学願書
- (2) 受検票 出願前3箇月以内に撮影した無帽、正面上半身、無背景の写真（縦4cm、横3cm）を受検票の所定の欄に貼り、小学校長の割印を受けなければならない。
- (3) 写真票 出願前3箇月以内に撮影した無帽、正面上半身、無背景の写真（縦4cm、横3cm）を写真票の所定の欄に貼り、小学校長の割印を受けなければならない。
- (4) 入学確約書 志願者は、入学許可を受けた場合には、出願先中学校に入学することをあらかじめ確約しなければならない。

(5) 特別出願に係る許可書

ア 管理運営等規則第 11 条の 2 の規定に基づく特別事情による志願者は、滋賀県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）の許可を受け、特別出願許可書の写しを添付しなければならない。

イ 特別出願許可申請期間 令和 7 年 12 月 1 日（月）から令和 7 年 12 月 11 日（木）まで（土曜日および日曜日を除く。）とする。

3 入学者選抜手数料（以下「手数料」という。）

(1) 志願者は、出願に当たって、手数料 2,200 円に相当する額面の滋賀県収入証紙を入学願書の証紙貼付欄に貼り付けなければならない。

(2) 既納の手数料は、原則として還付しない。

(3) 滋賀県収入証紙の販売窓口

- ・滋賀県庁（会計管理局管理課） [販売時間] 平日 9:00～12:00、13:00～17:00
- ・滋賀県内各合同庁舎（会計管理局会計課各地域会計係および長浜土木事務所木之本支所） [販売時間] 平日 9:00～12:00、13:00～17:00
- ・滋賀銀行（県内本支店および出張所） [販売時間] 平日 9:00～15:00
- ・（株）平和堂（県内アル・プラザ各店舗、フレンドマート（大津駅前店、米原駅前店）、ビバシティ平和堂、平和堂石山、今津店） [販売時間] 各店舗営業時間内

4 小学校長は、志願者が当該県立中学校を志願していることを確認し、提出された書類の内容を審査のうえ、次に掲げる書類を作成し、志願者から提出された出願書類とともに出願先中学校長に提出するものとする。

(1) 出願者一覧表（2 通）

(2) 個人調査報告書

5 提出期日等

令和 7 年 12 月 10 日（水）から令和 7 年 12 月 12 日（金）までの午前 9 時から午後 4 時までとする。

書類を発送する場合は、令和 7 年 12 月 10 日（水）および令和 7 年 12 月 11 日（木）の消印等のあるものに限り受け付ける。この場合において、小学校長は、発送した時点で、出願者数等について出願先中学校長宛て電話で報告するものとする。

6 受検票の交付

(1) 出願先中学校長は、小学校長から提出された書類を確認のうえ、受検番号を付した出願者一覧表 1 通および受検票を令和 7 年 12 月 23 日（火）までに小学校長に交付するものとする。

(2) 小学校長は、受検票を令和 8 年 1 月 7 日（水）までに出願者に交付するものとする。

第5 選 抜

1 出願者全員に対して、作文、適性検査および面接を課すものとし、その期日、時間、方法および場所は、次のとおりとする。

(1) 期日 令和8年1月10日(土)

(2) 時間	9:00～9:20	出欠確認、一般注意
	9:30～10:10	作 文
	10:35～11:15	適性検査
	11:40～16:10	面接(集団)

(3) 方法

ア 作 文 文章や資料等から情報を読み取り、整理・分析して考えをまとめる力、考えたことや感じたことを論理的に表現する力等をみる。

イ 適性検査 課題を見つけよりよく問題を解決する力、分析したことなどを説明する力等をみる。

ウ 面 接 出願者の意欲、目的意識、興味・関心等をみる。

(4) 場所 出願先中学校

2 選抜方法等

出願先中学校長は、個人調査報告書、作文、適性検査および面接の結果について総合的な評価を行ったうえで入学許可予定者を決定するものとする。

3 入学許可予定者の発表

(1) 入学許可予定者の発表は、令和8年1月21日(水)の午後3時に出願先中学校のWebページに掲載するものとする。

(2) 出願先中学校長は、入学許可予定者に対して入学許可予定者証明書を交付し、小学校長に入学許可予定者の通知をするものとする。

4 市区町村教育委員会への届出

入学許可予定者の保護者等は、入学許可予定者証明書を持参のうえ、県立中学校に就学する旨を、入学許可予定者の住所の存する市区町村教育委員会に、令和8年1月30日(金)までに届け出なければならない。

5 追検査

(1) 対象者 インフルエンザに罹患するなど、やむを得ない理由で、令和8年1月10日(土)に実施する作文、適性検査および面接(以下「本検査」という。)の全てを受検できなかった者の中で、追検査の受検を希望する者。

(2) 申請期日 受検希望者は、令和8年1月13日(火)から令和8年1月14日(水)の原則午後3時までに、(3)の申請手続に従い必要な書類を提出すること。

(3) 申請手続

ア 追検査の受検を希望する志願者は、小学校長を経て、以下に掲げる書類を出願先中学校長に提出しなければならない。

(ア) 追検査受検願書

(イ) 病院等が発行する診断書や公的な機関が発行する事故証明書等、本検査を受検できなかった理由が明確に分かるもの。

イ 申請手続は、出願先中学校で行うものとし、郵送による手続は認めない。

ウ 小学校長から追検査の受検希望の報告を受けた県立中学校長は、速やかに県教育委員会（高校教育課）に報告し、追検査の受検の可否について協議しなければならない。協議終了後、県立中学校長から小学校長を通じて志願者に連絡するものとする。

(4) 追検査期日等

ア 期日 令和8年1月17日(土)

イ 時間 1(2)に同じ。

ウ 方法 1(3)に同じ。

エ 場所 1(4)に同じ。

(5) 選抜方法等 2に同じ。

(6) 入学許可予定者の発表 3に同じ。

(7) 市区町村教育委員会への届出 4に同じ。

第6 不正出願による入学許可の取消し

出願について不正の事実があることが判明したときは、入学許可後においてもその許可を取り消すものとする。

第7 入学者選抜結果の本人への提供

入学者選抜結果の本人への提供（検査結果提供）については、次のとおりである。

1 請求方法

県立中学校入学者選抜の受検者本人による口頭での請求とする。

2 請求を行うことができる者

県立中学校入学者選抜の受検者

3 対象となる個人情報の内容

作文の合計得点、適性検査の合計得点、総合順位

4 請求を行うことができる期間

令和8年1月22日(木)から令和8年2月20日(金)までの午前9時から午後4時40分までとする。

ただし、土曜日、日曜日、祝日および学校の指定する日を除く。

5 請求を行うことができる場所

県立中学校入学者選抜の受検校

6 本人確認のための必要書類

受検票とする。

ただし、受検票を紛失した場合は、本人確認の書類（パスポート、健康保険の被保険者証、マイナンバーカードのいずれか）により確認する。

第8 その他

- 1 書類を発送する場合は、全て「書留」、「簡易書留」または「書留」、「簡易書留」に準ずる方法（受付・配達記録が残りがつ対面で受け渡しがされる方法）によるものとする。
- 2 県外出願者に対する必要な指示は、この要項に定めるもののほか、出願先中学校長または県教育長が行うものとする。
- 3 受検に当たって特別な配慮を必要とする場合、小学校長は、志願者の状況について、出願先中学校長宛て申し出るものとする。なお、上記の場合の受検上の配慮事項等については、別に定める「配慮申請実施要領」を参考にすること。
- 4 出願先中学校長は、この要項に定めるもののほか、あらかじめ県教育長の承認を受け、出願者に対して必要な指示を行うことができる。
- 5 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。